

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第8号）

- 件 名 勤務日誌及び初動活動等実施報告書に記録された保有個人情報に係る部分
開示決定に対する審査請求の件
- 開示請求年月日 平成20年4月7日
- 実施機関の決定年月日 平成20年4月11日
- 実施機関（担当課） 警察本部長（生活安全部地域室）
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 ①開示請求者以外の個人情報（個人情報保護条例第15条第3号）
②公共の安全等情報（個人情報保護条例第15条第5号）
③行政運営情報（個人情報保護条例第15条第7号）
- 審査請求年月日 平成20年6月6日
- 審査請求の内容 部分開示決定を取り消し、非開示とされた部分の開示を求める。
- 諮問年月日 平成20年6月27日
- 答申年月日 平成20年10月22日
- 答申の概要

<審議会の結論>

富山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について行った部分開示決定は、妥当である。

<審議会の判断>

1 本件保有個人情報の内容

(1) 本件審査請求の対象となった保有個人情報は、本件処分に係る「勤務日誌」（交番所長用及び勤務員用）及び「初動活動等実施報告書」に記録された審査請求人に係る個人情報である。

(2) 本審議会は、上記文書の写しについて、富山県公安委員会から提出を受けて調査を行い、本件審査請求対象部分の記載内容（以下「本件保有個人情報」という。）を次のとおり確認した。

ア 勤務日誌（交番所長用及び勤務員用）

交番員等の氏名及び印影並びに審査請求人以外の個人から聴取した内容等を記載

イ 初動活動等実施報告書

交番員等の氏名及び印影、審査請求人以外の個人から聴取した内容並びにそれに関する交番員の評価、判断に係る記述等を記載

(3) 本件保有個人情報について、警察本部長が説明している非開示理由は、次のとおりである。

ア 審査請求人以外の個人から警察官が聴取した内容等に係る情報 条例第 15 条第 3 号、第 5 号及び第 7 号に該当

イ 警部補以下の警察職員の氏名及び印影 条例第 15 条第 3 号に該当

ウ 初動活動等実施報告書のうち欄外（注） 1 の記載 条例第 15 条第 5 号に該当

2 本件保有個人情報の非開示情報該当性について

審査請求人は、上記 1 の（3）のイ及びウについて開示を求めているものと認められることから、上記 1 の（3）のアの情報（以下「本件非開示部分」という。）についてのみ、その非開示理由について検討する。

条例第 15 条第 3 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨を規定している。

本件非開示部分のうち審査請求人以外の個人から聴取した内容等は、審査請求人に係る保有個人情報ではあるが審査請求人以外の個人に係る情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであり、条例第 15 条第 3 号ただし書に掲げる例外的に開示すべきとする情報にも該当しないことから、同号の非開示情報に該当するものと認められる。

また、本件非開示部分のうち聴取した内容に関する交番員の評価、判断に係る記述については、聴取した内容と密接に関連しており、当該部分を開示すると審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容が明らかとなることから、当該記述も同号の非開示情報に該当するものと認められる。

さらに、審査請求人は、初動活動等実施報告書の受理日時欄及び出動日時欄の記載のうち、「訂正前の時刻」の開示を求めている。しかしながら、「訂正前の時刻」は、警部補以下の警察職員の氏名（印影（訂正印））と重なって記録されている。警部補以下の警察職員の氏名（印影（訂正印））は、条例第 15 条第 3 号本文の非開示理由に該当する場合でも開示することとされる同号ただし書ウの情報から除かれる「規則で定める職にある職員である場合」に該当することから、その氏名は、開示をしないこととされている。このことから、条例第 16 条第 1 項の「非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当せず、「訂正前の時刻」は、開示することはできないものと認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第 15 条第 3 号の非開示情報に該当するものと判断する。

なお、警察本部長は、本件非開示部分について、条例第 15 条第 3 号の非開示情報該当性のほ

か、同条第5号（公共等安全情報）及び第7号（行政運営情報）の非開示情報該当性についても主張しているが、上記のとおり同条第3号に該当すると認められるので、その余について判断するまでもない。

審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成20年 6月27日	諮問書を受理
平成20年 6月30日	諮問実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成20年 7月24日	非開示理由説明書を受理
平成20年 7月28日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年 7月31日	審査請求人の意見書を受理
平成20年 8月18日 (第30回審議会)	諮問事案の概要説明 実施機関の職員から非開示理由説明を聴取 審議
平成20年10月 8日 (第31回審議会)	審査請求人から意見を聴取 審議
平成20年10月22日	答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
小 路 みつ子	富山県婦人会副会長	
西 紀美子	元富山市理事 社団法人富山国際学園福祉会理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長

(参考)

○富山県個人情報保護条例（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) ～(2) (略)

(3) 開示請求者（略）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～イ (略)

ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) ～(8) (略)

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 (略)

○富山県個人情報保護条例施行規則（抄）

（氏名を開示しない職）

第10条 条例第15条第3号ウの規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職とする。